

○函館市火災予防条例第32条の8第3項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域および第32条の9の規定による火の使用の制限の対象となる区域の指定について

令和7年12月24日
市告示第492号

函館市火災予防条例（昭和48年函館市条例第18号）第32条の8第3項および第32条の9の規定に基づき、次の区域を火の使用を制限する区域として指定した。

次の表の左欄に掲げる降水量の観測を行う地域気象観測所の区分に応じ、同表の右欄に掲げる区域。

地域気象観測所（所在地）	区域
函館（函館市美原）	市の区域のうち、陣川町、陣川1丁目、陣川2丁目、神山町、東山町、赤川町、亀田中野町、水元町、亀田大森町、桔梗町
高松（函館市高松町）	市の区域のうち、函館山緑地、入舟町、船見町、元町、青柳町、谷地頭町、住吉町、高丘町、滝沢町、見晴町、鈴蘭丘町、上湯川町、銅山町、旭岡町、西旭岡町1丁目、西旭岡町2丁目、西旭岡町3丁目、鱒川町、寅沢町、三森町、紅葉山町、庵原町、亀尾町、米原町、東畑町、鉄山町、蛾眉野町、瀬戸川町、赤坂町、中野町、石倉町、豊原町、鶴野町、白石町
戸井泊（函館市泊町）	市の区域のうち、函館市支所設置条例（昭和31年函館市条例第30号。以下この表において「条例」という。）別表に定める函館市戸井支所および函館市恵山支所の所管区域
川汲（函館市川汲町）	条例別表に定める函館市榎法華支所および函館市南茅部支所の所管区域